平成２５年（フ）第２４８号
広島県福山市木之庄町１丁目７番33号
債務者　杉原　絵里（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５３号
広島県福山市草戸町５丁目６番８－５号
債務者　中谷　雅行
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６９６号
北九州市戸畑区丸町３丁目７番30―401号
債務者　浅原　賢二
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６９７号
北九州市戸畑区丸町３丁目７番30―401号
債務者　浅原みどり
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５０号
青森県八戸市多賀台１丁目15番地　三菱製紙社宅Ｂ―933
債務者　館　　紀架
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
青森県八戸市江陽２丁目５番９号、前住所青森県八戸市高州２丁目23番22号　コーポサンライズＪ号
債務者　竹井　千寿（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字東平４番地23
債務者　上野　康弘
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第７１２号
北九州市小倉北区今町２丁目12番24号
債務者　高村　洋二
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１４号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿852番地９
債務者　芹田　大介
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４７号
北九州市戸畑区牧山１丁目10番１号
債務者　田志　由紀
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３８３号
沖縄県豊見城市字真玉橋482番地１　すみれ荘102号
債務者　外間　　淳
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３１８号
北九州市八幡東区宮田町18番29号
債務者　沼　祐美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６３３号
北九州市八幡東区帆柱１丁目９番22号
債務者　橋本　信子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１３号
北九州市八幡東区枝光４丁目４番８号
債務者　高橋登美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４１号
北九州市門司区風師１丁目３番３号
債務者　福山　紀子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３４５１号
東京都江東区大島７丁目８－７　川島第二アパート202
債務者　関根　真友
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４７０号
東京都板橋区高島平１丁目63―１―401
債務者　岡本　千鶴（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５０３号
東京都新宿区西新宿７丁目21―11―304
債務者　内田　直輝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部